

川岸学園設立準備委員会

第11回地域コミュニティ・PTA 部会 報告書

日 時:令和8年4月13日(月)

午後6時30分～8時10分

1. 次 第

1. 開会
2. PTA 組織案および会則案の検討について
3. その他
4. 閉会

2. 配布資料について

- ・部会報告書
- ・組織案
- ・新旧PTA会則対照表(現行の小学校・中学校会則との比較表)
- ・条文の比較表
- ・前回のPTA会則(たたき台)
- ・PTCA会則(修正版)

3. 会議内容

(1)資料「PTCA会則(修正案)」の説明

- ・PTCAの会則とするため、第3条(目的)には、地域との連携を深めるため、「地域住民の協力」という文言を追加。

また、第5条(会員)には「地域代表者」、第6条(会費)には「地域代表者は会費納入者から除外する」と、第9条(任務)には「地域代表は、本会への地域住民の協力を推進する。」という文言をそれぞれ追加。

- ・西部中学校の会則に倣って、将来的な記念事業等を見据え、必要に応じて特別会計を設置できる規定を追記。会計業務の透明性を確保するため、監事に関する事項を追加。

- ・その他、既存の中学校の規則を参考に文言や言い回しや条項等を全体的に整えた。

4. 主な意見

(1)PTAの任意性について

- ・コンプライアンスの観点および多様な家庭事情への配慮から、PTAが任意加入の団体であることを会則に明記すべきではないかという意見が出された。

- ・一方で、任意加入を前面に押し出すことで加入者が減少し、組織の維持や行事

運営が困難になるという懸念が示された。

→実際に別の学校の事例では、任意という文言を入れたことにより、PTA会員の減少あるいは消滅という事例があることが報告された。

・任意を打ち出すことで、PTA組織が機能しなくなった場合、環境整備(草刈り等)や行事の負担が教職員、あるいは業務員等の別のところに移行することで、学校運営に支障をきたす可能性が指摘された。

・任意性を会則に入れないなら、毎年保護者一人ひとりに PTA への加入の有無や協力の度合い(作業なら協力する、役員としての運営に協力する)など、アンケートしたらどうかという意見がなされた。

→そのアンケートをだれが実施するのか、1年任期の役員ができることではないという懸念が示された。

・他の義務教育学校では、会則の目的に「本会の趣旨に賛同するもの」という文言を盛り込むことで、任意性という法的な条件を満たしている事例があるため、そのような方向も検討していくこととした。

(2)PTA組織の在り方について

・現在、全国的にみられる PTA の在り方は「細く長く持続可能なものにするため、役員の人数や仕事量を大幅に削減する「スリム化」か、PTA 廃止のいずれか。

・教職員への慶弔費や部活動補助費等の支出など、従来の支出を見直すことで会費を抑えること、行事の精選・統合を進め、必要最低限の役員数で運営できるようスリム化した組織への再編が必要ではないか。

5. 今後の検討事項

・任意性の表現について、PTCA 会則の訂正版を作成する。

・PTA 活動のスリム化についても、継続検討を行う。

・6月までに会則等の内容を確定させ、7月までに保護者や関係者へ、新組織案および会則案の周知・報告ができるよう準備を加速させる。

6. 次回の日程について

令和8年5月11日(月) 午後6時30分 開催予定